

電子記録債権について

弊社では、従来の手形相当額の支払手段として電子記録債権によるお支払を導入しております。

電子記録債権については下記の通り、各支店において指定銀行による電子記録債権と全銀協による電子記録債権を受付けしておりますので「取引代金支払に関する依頼書」において、どちらか一方を選択願います。

尚、指定銀行による電子記録債権を選択された場合は銀行の審査を受けますので、契約までに1～2ヶ月間の期間を要します。つきましては、早目の手続きをお願いいたします。

(弊社支払時に電子記録債権の手続きが完了していない場合は、約束手形での支払いとなります。)

弊社取扱い電子記録債権

○ 東京支店 (問合せ窓口) 総務部 03-5326-3813

○ 海外支店 (問合せ窓口) 総務部 03-5325-6212

(指定銀行)	みずほ信託銀行	(商品名)	「e-Noteless」
--------	---------	-------	--------------

○ 名古屋支店 (問合せ窓口) 購買部 058-277-5234

(指定銀行)	三菱東京UFJ銀行	(商品名)	「電手決済サービス」
--------	-----------	-------	------------

○ 大阪支店 (問合せ窓口) 総務部 06-6632-7105

(指定銀行)	三井住友銀行	(商品名)	「一括ファクタリングシステム(電子記録債権版)」
--------	--------	-------	--------------------------

○ 全店 (問合せ窓口) 各支店窓口

(全銀協)	でんさいネット参加金融機関	(商品名)	「でんさいネット」
-------	---------------	-------	-----------

電子記録債権の主な違い

	指定銀行電子記録債権	全銀協電子記録債権 「でんさいネット」
位置付け	一括信託と手形の両機能対応	手形交換制度の代替
記録機関	各指定銀行による記録機関	全銀電子債権ネットワーク
資金化(割引)	買戻し義務のない低利率(都銀短期プライムレート)での割引 (ノンリコース割引)	買戻し義務のある取引先金融機関による利率での割引 (リコース割引)
譲渡	利用契約者への譲渡が可能 (銀行により内容が異なります)	利用契約者への譲渡が可能 (全銀協による広範囲な利用契約有り)
受取口座	全国の金融機関から自由に指定 (貴社取引銀行口座)	でんさいネット参加金融機関から自由に指定 (貴社取引銀行口座)

* (注1) 取引先の設定は各支店毎で行いますので取引支店毎に申込み手続きをお願いします。

* (注2) 指定銀行と全銀協の電子記録債権の併用はできません。どちらかを選択願います。

* (注3) 「取引代金支払に関する依頼書」に記載と同一銀行口座を利用願います。

